

件 名	亀山市議会基本条例の一部を 改正する条例	議会事務局 議事調査室
-----	-------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成 23 年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が撤廃されましたが、市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後も総合計画を策定することとし、亀山市総合計画条例を制定します。

このことにより、議会基本条例で定める議会の議決事件について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件を次のように改正します。 <第 13 条関係>

- (1) 総合計画のうち、基本構想の変更及び廃止については総合計画条例で定めるため、議会基本条例に定める議決事件から削除します。
- (2) 総合計画のうち、基本計画についてはこれまでと同様にその策定、変更及び廃止を議会の議決事件とし、策定根拠を総合計画条例に改めます。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

【参考】

条例改正後の基本構想及び基本計画の議決根拠

議決事件	議決根拠
「基本構想」の策定、変更又は廃止	亀山市総合計画条例
「基本計画」の策定、変更又は廃止	亀山市議会基本条例

亀山市総合計画条例 第 2 条第 3 号（定義）

基本計画・・・基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 29 号

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成 22 年亀山市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「については、次のとおり」を「は、亀山市総合計画条例（平成 27 年亀山市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。